明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和五十二年三月十七日

○第八十回国会 衆議院会議録 第十二号

昭和五十二年三月十七日（木曜日）

議事日程　第八号
昭和五十二年三月十七日
正午開議
第一　印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　登録免許税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
第六　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日ソ漁業交渉に関する決議案（金丸信君外十一名提出）
議員請暇の件
日程第一　印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　登録免許税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
日程第六　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後零時四分開議

○議長（保利茂君）　これより会議を開きます。

○瓦力君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、金丸信君外十一名提出、日ソ漁業交渉に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（保利茂君）　瓦力君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（保利茂君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日ソ漁業交渉に関する決議案（金丸信君外十一名提出）

○議長（保利茂君）　日ソ漁業交渉に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。金丸信君。

日ソ漁業交渉に関する決議案
［本号末尾に掲載］

［金丸信君登壇］

○金丸信君　ただいま議題となりました日ソ漁業交渉に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

日ソ漁業交渉に関する決議案

三月十五日より東京及びモスクワにおいて開催されている日ソ両国間の漁業交渉は、ソ連の二〇〇海里漁業専管水域の設定により、かつてない厳しいものとなっている。

北洋漁場は、我が国が古くから開発し、資源の保護とその有効利用に努力してきた重要な漁場であり、この海域に依存する漁業は、遠洋漁業から沿岸漁業にわたり、これに従事する漁業者は、中小漁業者を中心に多数にのぼっている。

今回の交渉は、我が国の北洋漁業の将来を決定する重要な交渉であり、単に漁業関係者のみならず、日常の食生活において貴重な動物性蛋白の過半を水産物に依存する我が国民がひとしく重大な関心をもって注目しているところである。

よって、政府は、この重要性にかんがみ、ソ連との友好親善関係を維持しつつ、北洋における我が国の伝統的漁獲実績と安全操業の確保に全力を尽すべきである。

右決議する。

以上であります。

ただいま朗読いたしました決議案文に盛り込まれております趣旨を御理解願いまして、何とぞ全員の御賛同あらんことをお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（保利茂君）　採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（保利茂君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣福田赳夫君。

［内閣総理大臣福田赳夫君登壇］

○内閣総理大臣（福田赳夫君）　今次の日ソ漁業交渉は、ソ連が三月一日から二百海里漁業専管水域を実施するという、きわめて厳しい情勢の中で行われております。

北洋漁場は、ただいまの院議にもありますように、わが国漁業にとってきわめて重要な漁場と

なっているだけでなく、国民たん白食料供給においても大きな役割りを果たしております。

政府といたしましては、このような北洋漁場の重要性を深く認識し、ただいまの院議の御趣旨を十分尊重して、北洋漁場におけるわが国の伝統的漁獲実績と安全かつ円滑な操業の確保に全力を尽くす所存でございます。（拍手）

議員請暇の件

○議長（保利茂君）　議員請暇の件につきお諮りいたします。

松野頼三君から、海外旅行のため、三月二十二日から四月二日まで十二日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（保利茂君）　御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一　印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　登録免許税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（保利茂君）　日程第一、印紙税法の一部を改正する法律案、日程第二、登録免許税法の一部を改正する法律案、日程第三、関税暫定措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長小渕恵三君。

印紙税法の一部を改正する法律案及び同報告書
登録免許税法の一部を改正する法律案及び同報告書
関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

［本号末尾に掲載］

○小渕恵三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における財政経済事情等に顧み、印紙税について、定額税率五十円を百円に改め、その他の定額税率をこれに準じて引き上げるとともに、階級定額税率の最高価格帯の改定を中心に、その税率の調整を行おうとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、去る三月二日質疑を終了し、一昨十五日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、免税点の引き上げ等に関し、全会一致の附帯決議が付せられましたことを申し添えておきます。

次に、登録免許税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における財政経済事情等に顧み、登録免許税について、定額税率を原則として三倍に、更正の登記等につき二倍に引き上げるとともに、定率税率のうち、所有権の移転に関する仮登記、財団抵当権の設定登記等につき、その税率を引き上げる等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、去る三月十一日質疑を終了し、一昨十五日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、石油関税の改正であります。石油供給安定化対策の緊急性等にかんがみ、原重油の関税率を、二年間に限り一キロリットル当たり百十円引き上げる等の措置を講ずるとともに、製油用低硫黄減税制度は、これを廃止することといたしております。

第二は、特恵関税制度の改正でありまして、鉱工業産品等に対する特恵関税の適用限度額を拡大する等の措置を講ずることといたしております。

第三は、その他の関税率等の改正でありまして、熱帯産品等四十七品目の関税率を引き下げ、銅、亜鉛の関税無税点を引き上げるとともに、七百九十四品目の暫定税率及び各種の免税制度について、その適用期限の延長を行うこととといたしております。

本案は、審査の結果、一昨十五日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（保利茂君）　これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（保利茂君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（保利茂君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（保利茂君）　日程第四、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長上村千一郎君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

［本号末尾に掲載］

［上村千一郎君登壇］

○上村千一郎君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における特殊損害賠償事件等の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を十五人、裁判官以外の裁判所職員の員数を五人増加しようとするものであります。

当委員会においては、三月十一日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る十五日質疑を終了、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（保利茂君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（保利茂君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長（保利茂君）　日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○八百板正君　〔八百板正君登壇〕　ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

まず、収支予算について申し上げますと、事業収支においては、事業収入は前年度に比べ六十四億二千万円増の二千百八億一千万円であり、これに対し、事業支出は前年度に比べて二百十五億九千万円増の一千九百七十億八千万円となっており、その結果、事業収支差金は百三十七億三千万円となっております。これについては、そのうち百十七億二千万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、残り二十億一千万円は、翌年度以降の財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることといたしております。

また、資本収支においては、収入、支出とも、三百四十五億五千万円の規模となっておりますが、このうち、中継局の建設、放送設備の整備等のための建設費として、二百八億円を計上しております。

なお、沖縄県の区域において徴収する受信料につきましては、特例措置として本土より低く定められておりまして、昨年の改定に当たっても沖縄県については従前どおりとされましたが、昨年十二月にこの地域における放送サービスが本土並みとなったことを契機に、これを改定することとしておりまして、その内容は、普通契約にあっては月額二百五十円から三百三十円に、カラー契約にあっては月額四百円から六百十円に、それぞれ改めることといたしております。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、放送番組内容の充実刷新、広報、営業活動の強化などの諸施策を実施することとしております。

資金計画としては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当と認める」との郵政大臣の意見が付されております。

通信委員会におきましては、二月九日本件の付託を受け、数回の会議の後、三月十五日討論もなく、採決を行った結果、全会一致をもって本件はこれを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五党共同提案に係る附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（保利茂君）　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保利茂君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第六　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（保利茂君）　日程第六、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長北側義一君。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○北側義一君　〔北側義一君登壇〕　ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十一年度をもって終了する現行の治山治水事業五カ年計画に引き続き、新たに、昭和五十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定するとともに、治水事業五カ年計画の対象となる治水事業に、市町村長が行う準用河川に関する事業を追加することとし、これに伴い、特別会計法についても所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、二月十九日本委員会に付託、三月十六日質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には、六項目よりなる附帯決議が付せられました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（保利茂君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保利茂君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（保利茂君）　本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　福田　赳夫君
法務大臣　福田　一君
外務大臣　鳩山威一郎君
大蔵大臣　坊　秀男君
農林大臣　鈴木　善幸君
郵政大臣　小宮山重四郎君
建設大臣　長谷川四郎君

○朗読を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、昨十六日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第三二号

昭和五十二年三月十六日

内閣総理大臣　福田　赳夫

衆議院議長　保利　茂殿

私は、来る三月十九日（土）十七時羽田空港出発、三月二十五日（金）十三時二十分同空港帰国の予定で、アメリカ合衆国を訪問いたしますので、御通知いたします。

（報告書受領）

一、昨十六日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十一年度第二・四半期における国庫の状況

（理事補欠選任）

一、去る十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

社会労働委員会
理事　大橋　敏雄君（理事大橋敏雄君去る十二日委員辞任につきその補欠）
農林水産委員会
理事　竹内　猛君（理事竹内猛君去る十二日委員辞任につきその補欠）
逓信委員会
理事　田中　昭二君（理事田中昭二君去る十一日委員辞任につきその補欠）
理事　小宮　武喜君（理事小宮武喜君去る十一日委員辞任につきその補欠）
一、昨十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
建設委員会
理事　岡本　富夫君（理事岡本富夫君去る十日委員辞任につきその補欠）
予算委員会
理事　近江巳記夫君（理事近江巳記夫君去る十一日委員辞任につきその補欠）
理事　竹本　孫一君（理事竹本孫一君去る十一日委員辞任につきその補欠）
理事　安宅　常彦君（理事安宅常彦君去る十四日委員辞任につきその補欠）
（常任委員辞任及び補欠選任）
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　栗林　三郎君　石野　久男君
補欠　石野　久男君　栗林　三郎君
地方行政委員
辞任　加藤　万吉君　新村　勝雄君　中井　洽君　三谷　秀治君　川合　武君　上原　康助君
補欠　藤田　高敏君　上原　康助君　竹本　孫一君　不破　哲三君　大原　一三君　新村　勝雄君
法務委員
辞任　日野　市朗君　春日　一幸君　武藤　山治君　中野　寛成君
補欠　加藤　万吉君　中井　洽君　三谷　秀治君　川合　武君
外務委員
辞任　小此木彦三郎君　川田　正則君　佐野　嘉吉君　伊藤　公介君　砂田　重民君　根本龍太郎君　山中　貞則君　大原　一三君
補欠　根本龍太郎君　砂田　重民君　山中　貞則君　大原　一三君　川田　正則君　小此木彦三郎君　佐野　嘉吉君　伊藤　公介君
大蔵委員
辞任　砂田　重民君　丹羽　久章君　山中　貞則君　村山　喜一君　宮地　正介君　永原　稔君　阿部　昭吾君　刀祢館正也君　荒木　宏君　玉沢徳一郎君　西銘　順治君　与謝野　馨君　近江巳記夫君　不破　哲三君
補欠　与謝野　馨君　西銘　順治君　玉沢徳一郎君　阿部　昭吾君　近江巳記夫君　刀祢館正也君　村山　喜一君　永原　稔君　不破　哲三君　山中　貞則君　丹羽　久章君　砂田　重民君　宮地　正介君　荒木　宏君
文教委員
辞任　小川　仁一君　中西　績介君　湯山　勇君　池田　克也君　中野　寛成君　阿部　昭吾君　上原　康助君　大出　俊君　二見　伸明君　春日　一幸君
補欠　大出　俊君　上原　康助君　阿部　昭吾君　二見　伸明君　春日　一幸君　湯山　勇君　中西　績介君　小川　仁一君　池田　克也君　中野　寛成君
社会労働委員
辞任　渋沢　利久君　工藤　晃君　井上　普方君　山口　敏夫君
補欠　井上　普方君　山口　敏夫君　渋沢　利久君　工藤　晃君
農林水産委員
辞任　岡田　利春君　柴田　健治君　野坂　浩賢君　武田　一夫君　安宅　常彦君　石野　久男君　湯山　勇君　岡本　富夫君
補欠　湯山　勇君　石野　久男君　安宅　常彦君　岡本　富夫君　野坂　浩賢君　柴田　健治君　岡田　利春君　武田　一夫君
商工委員
辞任　玉城　栄一君　西中　清君　松本　忠助君　大成　正雄君　近江巳記夫君　広沢　直樹君　二見　伸明君　田川　誠一君
補欠　広沢　直樹君　二見　伸明君　近江巳記夫君　田川　誠一君　松本　忠助君　玉城　栄一君　西中　清君　大成　正雄君
運輸委員
辞任　兒玉　末男君　田畑政一郎君　草野　威君　宮井　泰良君　阿部　昭吾君　石野　久男君　近江巳記夫君　広沢　直樹君
補欠　阿部　昭吾君　石野　久男君　広沢　直樹君　近江巳記夫君　兒玉　末男君　田畑政一郎君　宮井　泰良君　草野　威君
逓信委員
辞任　藤原ひろ子君　不破　哲三君
補欠　不破　哲三君　藤原ひろ子君
建設委員
辞任　谷口　是巨君　瀬崎　博義君　岡本　富夫君　不破　哲三君
補欠　岡本　富夫君　不破　哲三君　谷口　是巨君　瀬崎　博義君
予算委員
辞任　川崎　秀二君　根本龍太郎君　安宅　常彦君　阿部　昭吾君　井上　普方君　石野　久男君　上原　康助君　大出　俊君　藤田　高敏君　武藤　山治君　近江巳記夫君　岡本　富夫君　坂口　力君　広沢　直樹君　二見　伸明君　河村　勝君
補欠　中村　直君　増岡　博之君　野坂　浩賢君　湯山　勇君　井上　普方君　柴田　健治君　中西　績介君　小川　仁一君　加藤　万吉君　井上　泉君　松本　忠助君　谷口　是巨君　飯田　忠雄君　草野　威君　池田　克也君　小宮　武喜君

不破　哲三君　瀬崎　博義君
大原　一三君　伊藤　公介君
田川　誠一君　大成　正雄君
中村　直君　北川　石松君
柴田　健治君　栗林　三郎君
中西　績介君　新村　勝雄君
湯山　勇君　村山　喜一君
村山　喜一君　兒玉　末男君
井上　泉君　小川　国彦君
栗林　三郎君　田畑政一郎君
小川　国彦君　安島　友義君
佐野　憲治君　只松　祐治君
飯田　忠雄君　林　孝矩君
池田　克也君　西中　清君
小宮　武喜君　吉田　之久君
田畑政一郎君　石野　久男君
只松　祐治君　佐藤　敬治君
林　孝矩君　古川　雅司君
安島　友義君　山田　芳治君
佐藤　敬治君　横路　孝弘君
新村　勝雄君　上原　康助君
山田　芳治君　上田　卓三君
横路　孝弘君　村山　富市君
草野　威君　玉城　栄一君
西中　清君　二見　伸明君
瀬崎　博義君　藤原ひろ子君
村山　富市君　福岡　義登君
古川　雅司君　小川新一郎君
竹本　孫一君　中井　洽君
吉田　之久君　玉置　一徳君
藤原ひろ子君　瀬長亀次郎君
上田　卓三君　日野　市朗君
福岡　義登君　小川　省吾君
小川新一郎君　渡部　一郎君
松本　忠助君　宮井　泰良君
瀬長亀次郎君　三谷　秀治君
小川　省吾君　水田　稔君
日野　市朗君　安井　吉典君

谷口　是巨君　武田　一夫君
宮井　泰良君　宮地　正介君
渡部　一郎君　中川　嘉美君
水田　稔君　佐野　憲治君
三谷　秀治君　荒木　宏君
伊藤　公介君　川合　武君
北川　石松君　川崎　秀二君
増岡　博之君　根本龍太郎君
小川　仁一君　大出　俊君
加藤　万吉君　藤田　高敏君
兒玉　末男君　阿部　昭吾君
土井たか子君　井上　普方君
野坂　浩賢君　安宅　常彦君
安井　吉典君　武藤　山治君
武田　一夫君　岡本　富夫君
玉城　栄一君　広沢　直樹君
中川　嘉美君　坂口　力君
宮地　正介君　近江巳記夫君
玉置　一徳君　河村　勝君
中井　洽君　竹本　孫一君
荒木　宏君　不破　哲三君
大成　正雄君　田川　誠一君
川合　武君　大原　一三君

決算委員

辞任

浅井　美幸君

補欠

山口　敏夫君　春田　重昭君
春田　重昭君　工藤　晃君
工藤　晃君　浅井　美幸君
議院運営委員　山口　敏夫君

辞任

渡部　恒三君

補欠

日野　市朗君　藤本　孝雄君
春田　重昭君　岡田　利春君
刀祢館正也君　浅井　美幸君
岡田　利春君　永原　稔君
藤本　孝雄君　日野　市朗君
浅井　美幸君　渡部　恒三君
永原　稔君　春田　重昭君
刀祢館正也君

懲罰委員

辞任

広瀬　秀吉君

補欠

佐野　憲治君
不破　哲三君
広瀬　秀吉君
瀬長亀次郎君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

中川　秀直君

補欠

大原　一三君
大原　一三君　中川　秀直君

地方行政委員

辞任

権藤　恒夫君

補欠

矢野　絢也君
和田　一郎君　浅井　美幸君
川合　武君　山口　敏夫君
浅井　美幸君　和田　一郎君
矢野　絢也君　権藤　恒夫君
山口　敏夫君　川合　武君

法務委員

辞任

山崎武三郎君

補欠

小沢　辰男君
島本　虎三君　川俣健二郎君
正森　成二君　不破　哲三君
小沢　辰男君　山崎武三郎君
川俣健二郎君　島本　虎三君

外務委員

辞任

松本　善明君

補欠

寺前　巌君
寺前　巌君　松本　善明君

大蔵委員

辞任

永原　稔君

補欠

刀祢館正也君
刀祢館正也君　永原　稔君

農林水産委員

辞任

奥野　誠亮君

補欠

愛野興一郎君

運輸委員

辞任

稲葉　修君

補欠

北川　石松君
小沢　辰男君　原田昇左右君
白濱　仁吉君　森下　元晴君
松野　頼三君　三塚　博君
原田昇左右君　小沢　辰男君

通信委員

辞任

堀之内久男君

補欠

根本龍太郎君
根本龍太郎君　堀之内久男君

建設委員

辞任

古井　喜實君

補欠

瓦　力君
森山　欽司君　津島　雄二君
矢野　絢也君　岡本　富夫君
津島　雄二君　住　栄作君

予算委員

辞任

根本龍太郎君

補欠

玉沢徳一郎君
愛野興一郎君　奥野　誠亮君
片岡　清一君　白濱　仁吉君
瓦　力君　古井　喜實君
住　栄作君　森山　欽司君
林　大幹君　稲葉　修君
宮崎　茂一君　松野　頼三君
岡本　富夫君　権藤　恒夫君
坂口　力君　和田　一郎君
寺前　巌君　松本　善明君
不破　哲三君　正森　成二君
大原　一三君　中川　秀直君
松本　善明君　寺前　巌君
玉沢徳一郎君　根本龍太郎君
権藤　恒夫君　矢野　絢也君
和田　一郎君　浅井　美幸君

決算委員
辞任　中川　秀直君　大原　一三君
補欠　島本　虎三君
辞任　川俣健二郎君　春田　重昭君
浅井　美幸君　川合　武君
山口　敏夫君　川俣健二郎君
島本　虎三君　山口　敏夫君
川合　武君

議院運営委員
辞任　補欠
刀祢館正也君　永原　稔君
永原　稔君　刀祢館正也君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員
辞任　補欠
中井　洽君　中野　寛成君
刀祢館正也君　河野　洋平君
中野　寛成君　中井　洽君
河野　洋平君　刀祢館正也君

（議案提出）

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

一、昨十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

日ソ漁業交渉に関する決議案（金丸信君外十一名提出）

（条約受領）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第百三十九号）の締結について承認を求めるの件

（条約付託）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件（条約第四号）（予）

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第五号）（予）

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第六号）（予）

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第百三十九号）の締結について承認を求めるの件（条約第七号）（予）

以上四件　外務委員会　付託

（委員会審査省略要求書受領）

一、昨十六日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日ソ漁業交渉に関する決議案　金丸信君外十一名

（議案付託）

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案（安井吉典君外二名提出、衆法第六号）

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案（内閣提出第四号）

以上二件　内閣委員会　付託

（議案送付）

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案（安井吉典君外二名提出）

（議案修正承諾及び通知）

一、去る十五日、本院は、次の各件をそれぞれ承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

昭和五十二年度一般会計予算中修正の件

昭和五十二年度特別会計予算中修正の件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正の件

恩給法等の一部を改正する法律案中修正の件

（答弁書受領）

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法の解釈及び運用に関する質問に対する答弁書

石油パイプライン事業法の解釈及び運用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年二月十四日　提出者　木原　実

衆議院議長　保利　茂殿

石油パイプライン事業法の解釈及び運用に関する質問主意書

石油パイプライン事業法（以下、法という）の解釈及び運用について、疑念が去らないので以下質問する次第である。

一　新東京国際空港公団（以下、空港公団という）は、昭和五〇年三月、五一年三月の二回にわたり、法第十五条第四項に基づく期限の延長を申請した。（以下、それぞれ、五〇年の延期申請、五一年の延期申請という。）空港公団は、期限の延長を申請するに当たっては、延長の理由を解消する手続き及びそれがなされる条件を明確にした上で、延長の期間をそれぞれ一年間としたものと考える。

1　空港公団が延長の期間を一年間に限った理由を、五〇年の延期申請、五一年の延期申請のそれぞれについて明らかにされたい。

2　五一年の延期申請に記載された理由は五〇年の延期申請のそれに、千葉市沿線住民の一万一九二名（うち海岸部分、九五〇〇名余）による工事差止請求事件（千葉地裁昭和五〇年ワ第四五二号事件）が発生したことのみが付加されたものである。この差止請求により、一年間だけの延期理由が生じたとする空港公団の根拠を明らかにされたい。

3　空港公団が申請した延長の期限内に、延長の理由は解消しなかった。これは、空港公団の見通しに誤りがあったのが原因ではないか。

二　前項の質問にかんがみ、法の解釈を質したい。法第十五条第四項は、その延長の期限を、申請された延長の理由が解消すると判断される十分な理由がなくとも、石油パイプライン事業者の申請により、主務大臣が認めることができることを定めていると解しているのではないかと疑われる。同項の解釈を明確にされたい。

三　空港公団は、千葉市内の通称水道道路に埋設した航空燃料輸送パイプライン六五七メートルを昭和五一年一月から三月にかけて撤去した。これは設置場所の変更を公言して行われた事業用施設の一部である送油導管の撤去である。にもかかわらず、法第八条の手続きを必要としないと解釈した理由を明らかにされたい。

四　空港公団は、千葉市内に設置した航空機給油施設の既設部分（以下、既設部分という）の保守管理を行っている旨の答弁を得た。しからば保守管理体制は整備されていたものと想像するが、念のため以下の質問をする。

1　空港公団は、法第二十七条に規定する保安規定の認可を受けているか。受けているなら

ば、認可を受けた期日を明らかにされたい。

2　空港公団は、法第二十八条に規定する保安技術者の届出を行つたか。行つているならば、その期日、氏名を明らかにされたい。

3　既設部分は、送油圧送機及び送油導管並びにこれらの附属設備からなつているとすれば既設部分は法第二十九条に規定する主務省令で定める事業用施設に該当するか。

4　運輸大臣、自治大臣は、既設部分について法第二十九条に基づく検査を行つたことがあるか。あるならば検査年月日をすべて明らかにされたい。

5　検査を行つたことがないならば、検査を受けるべき時期を明らかにされたい。この検査を受けるべき時期は石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第六条第二項のいずれの号に基づき承認されたものか。承認の時期も明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十二年三月十五日

内閣総理大臣　福田　赳夫

衆議院議長　保利　茂殿

衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法の解釈及び運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法の解釈及び運用に関する質問に対する答弁書

一について

石油パイプライン事業法（以下「法」という。）第十五条第四項の規定に基づき新東京国際空港公団（以下「公団」という。）が行つた期限の延長申請は、その時点において、申請の期限内に、千葉市内ルートについて結論が得られ、同条第一項の申請をすることが可能であると判断した上でなされたものと承知している。

なお、昭和五十一年の期限の延長申請理由については、五十年の理由を前提として、その後新たに生じた事由を考慮したものと承知している。

二について

法第十五条第四項の規定による期限の延長は、申請に基づき、期限までに同条第一項の認可を申請することができないことにつきやむを得ない理由があると認められる場合に主務大臣がその理由に照らし適当と認める期日を定めてこれをするものである。

三について

御質問に係る導管の撤去自体は事業用施設等の変更に該当しないから、事前に法第八条の手続を必要とするものではない。

四について

公団は、法第二十七条の保安規程の認可を受けておらず、また、法第二十八条の保安技術者を選任していないが、これらの手続は事業用施設の使用を開始するまでに行うことを要すると考えている。

法第二十九条の保安検査は、その設置につき法第十六条の完成検査を受けた事業用施設について、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第六条第二項に規定する時期ごとに受けるべき検査であり、御質問に係る既設部分については、いまだ完成検査を受けるに至っていない。

右答弁する。

（答弁通知書受領）

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員小川国彦君提出航空法で指定される進入表面等に係わる障害物の存在に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十二年四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日ソ漁業交渉に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和五十二年三月十六日

提出者

金丸　信　亀岡　高夫
森　喜朗　山下　徳夫
江藤　隆美　三塚　博
山口　鶴男　広瀬　秀吉
大久保直彦　吉田　之久
東中　光雄　永原　稔

賛成者

安倍晋太郎外四百五十五名

日ソ漁業交渉に関する決議

三月十五日より東京及びモスクワにおいて開催されている日ソ両国間の漁業交渉は、ソ連の二〇〇海里漁業専管水域の設定により、かつてない厳しいものとなつている。

北洋漁場は、我が国が古くから開発し、資源の保護とその有効利用に努力してきた重要な漁場であり、この海域に依存する漁業は、遠洋漁業から沿岸漁業にわたり、これに従事する漁業者は、中小漁業者を中心に多数にのぼつている。

今回の交渉は、我が国の北洋漁業の将来を決定する重要な交渉であり、単に漁業関係者のみならず、日常の食生活において貴重な動物性蛋白の過半を水産物に依存する我が国民がひとしく重大な関心をもつて注目しているところである。

よつて、政府は、この重要性にかんがみ、ソ連との友好親善関係を維持しつつ、北洋における我が国の伝統的漁獲実績と安全操業の確保に全力を尽すべきである。

右決議する。

印紙税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年二月四日

内閣総理大臣　福田　赳夫

印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第三号中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則（以下「通則」という。）3イ、ハ及びホ中「五十万円」を「百万円」に改める。

通則4ニ中「記載があり」を「記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載がある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより」に改める。

別表第一第一号及び第二号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に、「三千円」を「五千円」に、「二万円」を「三万円」に、「一億円を超えるもの　五万円」を「一億円を超え五億円以下のもの　五万円　五億円を超え十億円以下のもの　十万円　十億円を超えるもの　十五万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの　五十円　五十万円を超え百万円以下のもの　百円」を「百万円以下のもの　百円」に、「一億円を超えるもの　二万円」を「一億円を超え二億円以下のもの　二万円　二億円を超え三億円以下のもの　三万円　三億円を超え五億円以下のもの　四万円　五億円を超えるもの　五万円」に、

「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「千円以下のもの　五十円」を「三千円以下のもの　百円」に、「千円を超えるもの」を「三千円を超えるもの」に、「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第五号の課税標準及び税率欄中「百万円以下のもの　五十円」「百万円を超え五百万円以下のもの　百円」「五百万円を超え千万円以下のもの　五百円」「千万円を超えるもの　千円」を「五百万円以下のもの　百円」「五百万円を超え千万円以下のもの　五百円」「千万円を超えるもの　五千円」に改める。

別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「一万円」を「二万円」に改める。

別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。

別表第一第九号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第二十二号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの　五十円」「五十万円を超え百万円以下のもの　百円」を「百万円以下のもの　百円」に、「一億円を超えるもの　二万円」を「一億円を超え二億円以下のもの　二万円」「二億円を超え三億円以下のもの　三万円」「三億円を超え五億円以下のもの　四万円」「五億円を超えるもの　五万円」に、「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第二十三号の課税物件欄を次のように改め、同号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。

預貯金通帳、信託行為に関する通帳、相互銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳

別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に改める。

別表第一第二十五号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。

別表第二中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、南方同胞援護会の項を削る。

公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

別表第三中公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第三号まで及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十二年五月一日（以下「適用日」という。）以後に作成される文書について適用し、適用日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

3　改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項において「新法の税額」という。）が旧法第七条の規定により算出した税額（以下この項において「旧法の税額」という。）を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

4　前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

5　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1　生命共済の掛金通帳とは、農業協同組合その他の法人が生命共済に係る契約に関し作成する掛金通帳で、政令で定めるものをいう。

理　由

今次の税制改正の一環として、最近における財政・経済事情等に顧み、印紙税について、定額税率五十円を百円に改め、その他の定額税率をこれに準じて引き上げるとともに、階級定額税率につき最高価格帯の改定を中心とした税率の調整合理化措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における財政・経済事情等に顧み、定額税率の引上げ等を行うため、印紙税法の一部を、おおむね次のように改正しようとするものである。

㈠　定額税率の引上げ

定額税率の最低税率五〇円を一〇〇円に引き上げるとともに、その他の定額税率をこれに準じて引き上げることとしている。

㈡　階級定額税率の調整

階級定額税率について、最高価格帯に新たな金額区分を設けて税率を引き上げる等その調整を行うこととしている。

㈢　施行期日

この法律は公布の日から施行することとし、昭和五十二年五月一日以後作成される文書について適用することとしている。

なお、本案の施行に伴う昭和五十二年度における増収額は七一〇億円と見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、最近における財政・経済事情等に顧み、印紙税率の調整合理化を図る措置として適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年三月十五日

大蔵委員長　小渕　恵三

衆議院議長　保利　茂殿

〔別紙〕

印紙税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後、経済取引の推移等に応じ、免税点の引上げについて十分配意するとともに、取引規模に即応した適切な税負担を求めるよう、階級定額税率の最高価格帯の見直しを行う等、税率構造の合理化について更に検討すべきである。

登録免許税法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十二年二月四日

内閣総理大臣　福田　赳夫

登録免許税法の一部を改正する法律

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「添附」を「添付」に改め、同条第六号中

「土地改良事業」の下に「、農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号（業務の範囲）に規定する事業」を、「登記」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加え、同条第十三号中「別表第一の」を「別表第一」に、「第四十八号」を「第四十九号」に改める。

第十三条第二項中「添附」を「添付」に、「五百円」を「千五百円」に改める。

第十四条第二項中「五百円」を「千五百円」に改める。

第十七条第一項中「別表第一の」を「別表第一」に、「同表第一の第一号の(ニ)又は第二号の(ニ)」を「当該不動産については同表第一 第一号(ニ)の税率欄に掲げる割合から千分の六を控除した割合とし、当該船舶については同表第一第二号(ニ)」に、「千分の一」を「千分の四」に改め、同条第二項中「所有権の取得に係る」を「所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための」に、「当該仮登録」を「これらの仮登録」に改め、「新規登録又は」を削り、「これらの登録」を「当該登録」に、「五千円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「別表第一の第一号の(ニ)」を「別表第一 第一号(ニ)」に改める。

第十九条中「五百円」を「千円」に改める。

第二十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十三条第一項中「別表第一の」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一万円」を「三万円」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

6　揮発油販売業法（昭和五十一年法律第八十八号）附則第二条第一項（経過措置）に規定する者で同項に規定する期間内に同法第三条（登録）の登録の申請をしたものが、当該申請に係る登録免許税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第　号）による改正後の登録免許税法（以下この項において「改正後の登録免許税法」という。）別表第一第三十三号の二に掲げる揮発油販売業者の登録を受ける場合における当該登録に係る登録免許税の課税標準及び税率は、改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該登録件数一件につき一万円とする。

別表第一中「別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表」を「別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）」に改める。

別表第一第一号(四)中「五百円」を「千五百円」に改め、同号(六)の三中「五百円」を「千円」に改め、同号(九)から(十一)までの規定中「千分の一」を「千分の六」に、「五百円」を「千円」に改め、同号(十二)中「

不動産の個数	一個につき千円
不動産の個数（同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円）	一個につき五百円

」を

に改める。

別表第一第二号(六の三)中「五百円」を「千円」に改め、同号(八)中「千分の一」を「千分の四」に、「千円」を「二千円」に改め、同号(九)及び(十)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第三号(一)中「一万円」を「三万円」に改め、同号(三の三)中「五百円」を「千円」に改め、同号(四)中「所有権の取得に係る」を「所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための」に、「五千円」を「一万五千円」に、「千円」を「二千円」に改め、同号(五)から(七)までの規定中「三千円」を「六千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第四号中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第五号(一)中「一万円」を「三万円」に改め、同号(二)中「若しくは移転」を削り、「千分の一・五」を「千分の二・五」に改め、同号(二の三)中「三千円」を「六千円」に改め、同号中(二の三)を(二の四)とし、(二の二)を(二の三)とし、(二)の次に次のように加える。

(二の二)	抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額千分の一・五

別表第一第五号(四)及び(五)中「三千円」を「六千円」に改める。

別表第一第六号(一)中「又は移転」を削り、「千分の一・五」を「千分の二・五」に改め、同号中(一の二)を(一の三)とし、(一)の次に次のように加える。

(一の二)	企業担保権の移転の登記	債権金額千分の一・五

別表第一第六号(三)及び(四)中「三千円」を「六千円」に改める。

別表第一第七号(一)中「若しくは移転」を削り、「千分の一・五」を「千分の二・五」に改め、同号(一の三)を(一の四)とし、(一の二)を(一の三)とし、(一)の次に次のように加える。

(一の二)	抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額千分の一・五

別表第一第七号(三)及び(四)中「三千円」を「六千円」に改める。

別表第一第八号中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第九号中「六千円」を「一万八千円」に、「千円」を「三千円」に、「三千円」を「九千円」に改める。

別表第一第十号中「一万円」を「三万円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「千円」を「三千円」に改める。

別表第一第十号の二中「三千円」を「九千円」に、「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十一号(一)から(六)までの規定中「千円」を「三千円」に、「五千円」を「一万五千円」に、「五百円」を「千五百円」に改め、同号(七)及び(八)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十二号(一)から(六)までの規定中「千円」を「三千円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千五百円」に改め、同号(七)及び(八)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十三号(一)から(六)までの規定中「千円」を「三千円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千五百円」に改め、同号(七)及び(八)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十四号(一)から(六)までの規定中「千円」を「三千円」に、「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千五百円」に改める。

別表第一第十五号(一)中「三万円」を「九万円」に改め、同号(二)中「一万五千円」を「四万五千円」に改め、同号(三)中「三千円」を「九千円」に、「一万五千円」を「四万五千円」に改め、同号(四)中「六千円」を「十八万円」に改め、同号(五)中「三万円」を「九万円」に、「六千円」を「一万二千円」に、「一万五千円」を「四万五千円」に改め、同号(六)中「千五百円」を「三千円」に改め、同号(七)中「六千円」を「一万八千円」に、「千円」を「三千円」に改める。

別表第一第十六号中「五百円」を「千円」に改め、同号(八)中「千五百円」を「三千円」に改め、同号(九)中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の四十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の五十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の六十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の七十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の八十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の九十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百二十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百三十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百四十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百五十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百六十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百七十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百八十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の百九十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百二十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百三十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百四十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百五十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百六十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百七十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百八十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十七号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十八号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の二百九十九号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百一号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百二号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百三号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百四号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百五号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第二十九の三百六号中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に改める

千円」を「一万八千円」に改め、同号(ヘ)中「三千円」を「六千円」に、「六百円」を「千二百円」に改め、同号(十一)中「六百円」を「千八百円」に、「三千円」を「九千円」に改め、同号(十二)中「五百円」を「千円」に改め、同号(十四)中「千五百円」を「三千円」に改め、同号(十五)中「三千円」を「六千円」に改め、同号(十六)中「千五百円」を「四千五百円」に、「三千円」を「九千円」に改め、同号(十六の二)中「五百円」を「千円」に改め、同号(十七)中「三千円」を「九千円」に改め、同号(十八)中「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号(十九)及び(二十)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十六号(一)中「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号(二)中「千五百円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に改め、同号(三)中「千五百円」を「四千五百円」に、「四千五百円」を「一万三千五百円」に改め、同号(四)中「五百円」を「千円」に改め、同号(五)中「百五十円」を「四百五十円」に改め、同号(六)中「百五十円」を「三百円」に、「五百円」を「千円」に改め、同号(七)中「五百円」を「千円」に改め、同号(八)中「千五百円」を「三千円」に改め、同号(十)中「千五百円」を「四千五百円」に、「三千円」を「九千円」に改め、同号(十二の二)中「五百円」を「千円」に改め、同号(十三)及び(十四)中「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号(十五)及び(十六)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十七号中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十八号(一)から(八)までの規定中「六百円」を「千八百円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千五百円」に、「千円」を「三千円」に、「二千円」を「六千円」に、「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号(八の二)から(十一)までの規定中「五百円」を「千円」に、「千五百円」を「四千五百円」に改める。

別表第一第十九号(一)中「本店の所在地においてする登記」の下に「((四)に掲げる登記を除く。)」を加え、同号(一)イ中「二万円」を「六万円」に改め、同号(一)ロ中「五万円」を「十五万円」に改め、同号(一)ハ中「二万円」を「六万円」に改め、同号(一)ニ中「一万円」を「三万円」に改め、同号(一)ホ中及びヘ中「三百万円」を「九百万円」に、「こえる」を「超える」に、「一万円」を「三万円」に改め、同号(一)ト中「十万円」を「三十万円」に改め、同号(一)チ中「三万円」を「九万円」に改め、同号(一)リ中「二万円」を「六万円」に改め、同号(一)ヌ中「一万円」を「三万円」に改め、同号(一)ル中「一万円」を「三万円」に、「五千円」を「一万円」に改め、同号(一)ヲからタまの規定中「一万円」を「三万円」に改め、同号(一)レからツまでを削り、同号(一)ネ中「消滅若しくは」を「消滅又は」に改め、「又は登記の更正の登記」を削り、「イからツまで」を「イからタまで」に、「一万円」を「三万円」に改め、同号(一)中ネをレとし、同号(一)ナ中「一万円」を「二万円」に改め、同号(一)中ナをツとし、その前に次のように加える。

ソ　登記の更正の登記	一件につき二万円

別表第一第十九号(二)及び(三)を次のように改める。

(二)　会社又は相互会社につきその支店の所在地においてする登記((四)に掲げる登記を除く。) イ　(一)イからレまでに掲げる登記	申請件数 一件につき九千円（申請に係る登記が、(一)ルに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本の金額が一億円以下の会社の申請に係るものである場合には、六千円） 一件につき六千円
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数
(三)　外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする登記（(四)に掲げる登記を除く。） イ　営業所の設置の登記	営業所の数 一箇所につき九万円
ロ　イ及びハに掲げる登記以外の登記	申請件数 一件につき九千円
ハ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数 一件につき六千円

別表第一第十九号に次のように加える。

(四)　会社又は相互会社につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする清算に係る登記を含む。） イ　商法第百二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による清算人の登記	申請件数 一件につき九千円
ロ　清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数 一件につき六千円
ハ　清算の結了の登記	申請件数 一件につき二千円
ニ　登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに該当するものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数 一件につき六千円

別表第一第二十号(一)中「一万円」を「三万円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に改め、同号(二)を次のように改める。

(二)　個人につきその支店の所在地においてする登記 イ　(一)イからニまでに掲げる登記	申請件数 一件につき九千円
ロ　(一)ホに掲げる登記又は登記の抹消	申請件数 一件につき六千円

別表第一第二十一号中「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「六千円」に改める。
別表第一第二十二号中「六千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に改める。
別表第一第二十三号中「二万円」を「六万円」に、「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千円」に、「五千円」を「一万五千円」に、「二千円」を「六千円」に、「千五百円」を「四千五百円」に、「千円」を「三千円」に、「七百円」を「二千百円」に、「二千五百円」を「七千五百円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「四千円」を「一万二千円」に改める。
別表第一第二十四号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に、「行なう」を「行う」に改める。
別表第一第二十五号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第二十六号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。
別表第一第二十七号中「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第二十八号中「附された」を「付された」に、「㈡のイ」を「㈠イ」に、「五万円」を「十五万円」に、「附して行なう」を「付して行う」に、「一万円」を「三万円」に、「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「六万円」に改める。
別表第一第二十九号中「行なう」を「行う」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。
別表第一第三十号及び第三十一号中「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第三十三号中「五万円」を「十五万円」に改める。
別表第一中第三十三号の次に次のように加える。

三十三の二　揮発油販売業者の登録	
揮発油販売業法第三条（登録）の揮発油販売業者の登録	登録件数　一件につき三万円

別表第一第三十四号中「三万円」を「九万円」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。
別表第一第三十四号の二から第三十四号の四までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第三十五号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第三十六号中「行なう」を「行う」に、「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。
別表第一第三十七号中「一万円」を「三万円」に改める。
別表第一第三十八号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。
別表第一第三十九号中「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第四十号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。
別表第一第四十一号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第四十二号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第四十三号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。
別表第一第四十四号中「五万円」を「十五万円」に改める。
別表第一第四十五号から第四十七号までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。
別表第一第四十八号中「一万円」を「三万円」に、「五万円」を「十五万円」に改める。
別表第一第四十九号中「三万円」を「九万円」に改める。
別表第二中「別表第二　非課税法人の表」を「別表第二　非課税法人の表（第四条、第五条関係）」に改める。
別表第二の農用地開発公団の項中「（昭和四十九年法律第四十三号）」を削る。
別表第三中「別表第三　非課税の登記等の表」を「別表第三　非課税の登記等の表（第四条関係）」に改める。
別表第三中十四の項の次に次のように加える。

十四の二　職業訓練法人で政令で定めるもの	職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）	職業訓練法第二十四条第一項（職業訓練のための施設の用に直接供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に直接供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の二十二の項及び二十九の項の第三欄中「（業務の範囲）」の下に「若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ハ若しくはニ（業務の範囲）」を加え、「住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け」を「住宅金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）」に改め、これらの項の第四欄中「添附」を「添付」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。

2　この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける新法第二条に規定する登録等（以下「登記等」という。）につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

3　昭和五十二年十二月三十一日までに受ける登記等で当該登記等に係る申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。）が同年四月三十日以前に当該登記等に係る新法第八条第一項に規定する登記官署等（以下「登記官署等」という。）に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録免許税法第九条に規定する課税標準及び税率とする。

4　新法第二十二条及び第二十三条第二項の規定は、この法律の施行の日の翌日以後に登記等に係る申請書が登記官署等に提出される場合における当該登記等に係る登録免許税について適用する。

5　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第八十一条第二号中「三百万円」を「九百万円」に改める。

6　前項の規定による改正後の租税特別措置法第八十一条の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける同条各号に掲げる事項についての登記につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けたこれらの登記につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

7　揮発油販売業法の一部を次のように改正する。

附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とする。

理　由

今次の税制改正の一環として、最近における財政・経済事情等に顧み、登録免許税について、定額税率を原則として三倍、更正の登記等につき二倍に引き上げるとともに、その負担の実情等に顧み、定率税率のうち、所有権移転に関する仮登記、財団抵当権の設定登記等につき、その税率を引き上げる等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

登録免許税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における財政・経済事情等に顧み、定額税率の引上げ等を行うため、登録免許税法の一部を、おおむね次のように改正しようとするものである。

(一)　定額税率の引上げ

定額税率を三倍（更正・抹消の登記等は二倍）に引き上げることとしている。

(二)　定率税率の引上げ

定率税率のうち、所有権の移転に関する仮登記の税率を不動産については、一、〇〇〇分の六、船舶については、一、〇〇〇分の四（現行はいずれも一、〇〇〇分の一）にそれぞれ引き上げるとともに、各種の財団抵当権及び企業担保権の設定登記等の税率を一、〇〇〇分の二・五（現行は一、〇〇〇分の一・五）に引き上げることとしている。

(三)　定率課税の場合の最低税額の引上げ

定率課税の場合の最低税額を一、〇〇〇円（現行は五〇〇円）に引き上げることとしている。

(四)　その他

農用地開発公団法の規定による換地等の事業の施行のため必要とされる土地又は建物に関する登記等を非課税登記等の範囲に加えることとしている。

(五)　施行期日

この法律は、原則として公布の日から施行することとし、昭和五十二年五月一日以後に受ける登記等について適用することとしている。

なお、本案の施行に伴う昭和五十二年度における増収額は、二四〇億円と見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、最近における財政・経済事情等に顧み、登録免許税の負担の適正化を図るための措置として適当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年三月十五日

大蔵委員長　小渕　恵三

衆議院議長　保利　茂殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十二年三月五日

内閣総理大臣　福田　赳夫

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第六条の二及び第六条の三中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項及び第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「五百三十円」を「六百二十円」に改める。

第七条の二の見出し中「ガス製造用原油の免税及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する」に改め、「（次項に規定する特別ガス事業者を除く。）」を削り、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「五百三十円」を「六百二十円」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条の三第一項及び第三項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「五百三十円」を「六百二十円」に改める。

第八条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に、「あたつて」を「当たつて」に、「同項」を「これらの項」に、「下る」を「下回る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「昭和四十三年」を「昭和五十年」に、「第三項において」を「第四項において」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　特恵対象物品のうち、当該特恵対象物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して、前項前段の規定による当該特恵対象物品に係る限度額等の算定に当たり昭和五十年における当該特恵対象物品の輸入額等によることを適当としない物品として政令で定める物品については、同項前段の規定中「昭和五十年における特恵対象物品の輸入額等」とあるのは、「昭和四十三年における当該特恵対象物品の輸入額等に百分の百五十を乗じて得た額又は数量」として、同項の規定を適用する。ただし、当該特恵対象物品に係る限度額等の算定に当たり昭和四十三年における当該特恵対象物品の輸入額等に百分の百五十を乗じて得た額又は数量によることとした場合には、当該特恵対象物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に著しい影響を与えるおそれがある物品として政令で定める物品については、同項前段の規定中「昭和五十年における特恵対象物品の輸入額等」とあるのは、「昭和四十三年における当該特恵対象物品の輸入額等」として、同項の規定を適用する。

第九条第一項、第十条第一項第一号及び第十条の二中「、第七条の二第一項」を削る。

第十一条第一項中「、第七条の二第一項」を削り、「第七条の二第二項」を「第七条の二第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「第七条の二第二項若しくは第三項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　第十一条第一項において準用する関税法第百五条第一項第四号の二（加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一条第一項において準用する同法同条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

別表第一第〇三・〇一号中「一　観賞用のもの	五％」を	五％に改める。
(1)　こい及び金魚		
(2)　その他のもの		
別表第一第〇八・〇一号中「(ニ)　干しバナナ	二・五％」を	一〇％に改める。
「三　セラックその他の精製ラック	七・五％」に改める。	
別表第一第一三・〇二号中「二　シードラック	一〇％（その率が一キログラムにつき五〇円の従量税率により低いと当該従量税率）」を	二〇％（その率が一キログラムにつき五〇円の従量税率により低いと当該従量税率）に改める。
三　セラックその他の精製ラック	二〇％（その率が一キログラムにつき五〇円の従量税率により低いと当該従量税率）」	
別表第一第一五・一〇号の次に次の一号を加える。		
一五・一二　動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）	六・二五％	
別表第一第一八・〇四号中「五％」を「二・五％」に改める。		
別表第一第二三・〇七号中「で、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの」を削る。		
別表第一第二七・〇九号を次のように改める。		
二七・〇九　石油及び歴青油（原油に限る。）昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき七五〇円	
別表第一第二七・一〇号を次のように改める。		
二七・一〇　石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）をなすもの	無税	
一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。） (イ)　揮発油 A　低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン	一〇％	
B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）	一キロリットルにつき二五円	
C　その他のもの (b)　その他のもののうち 昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの (1)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき七五円	
(2)　燃料用のもの（政令で定めるところにより使用されるものに限る。）	一キロリットルにつき一〇円	
(ニ)　燈油 B　その他のもの 昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき七五〇円	
(四)　重油及び粗油 A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの 昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの (1)　製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行われた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）	一キロリットルにつき一〇円	

(2) その他のもの (i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供されるもので、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一キロリットルにつき一、〇七〇円	七・五％
(ii) 重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの以外のもの（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一キロリットルにつき二、二八〇円	七・五％
(iii) その他のもの	一キロリットルにつき二、二八〇円	七・五％
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え、〇・九二七三以下のもの 昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの (i) 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルにつき七五〇円	七・五％
(ii) その他のもの	一キロリットルにつき八三五円	七・五％
C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの 昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの (i) 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルにつき七五〇円	七・五％
(ii) その他のもの A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	一キロリットルにつき二、二八〇円	七・五％
B その他のもののうち 流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油		七・五％
(ハ) その他のもの		七・五％
二 石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。） (イ) その他のもの A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		七・五％

別表第一第二七・一一号中「液化石油ガス」の下に「で、昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの」を加える。

別表第一第二九・三五号中

「一 フルフラール		一〇％」を
三 その他のもの (イ) カフェイン B その他のもの (1) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五％に満たないもの		六・二五％」に改める。

別表第一第二九・四二号中

「二 キナアルカロイド及びその誘導体 (ニ) その他のもの 三 その他のもの (イ) カフェイン B その他のもの (1) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五％に満たないもの	無税	」を無税」に改める。

別表第一第三三・〇一号中

「(1) レモングラス油 (2) パチュリ油及びベチベル油 (3) その他のもの（ラベンダー油を除く。）	無税	」を無税 三％ 五％」に改める。
「(1) レモングラス油 (2) その他のもの（ラベンダー油を除く。）	無税	」を無税 五％」に改める。

別表第一第三九・〇三号中「(1)　ハムケーシングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。）」を「無税」に改める。

「(1)　ハムケーシングその他これに類する物品（管状のものに限る。）
(i)　平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの　六・二五％」に改める。
(ii)　その他のもの　無税」

別表第一第三九・〇七号中「(1)　第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。）の製品　無税」を「無税」に改める。

「(1)　第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品（管状のものに限る。）の製品
(i)　平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの　無税
(ii)　その他のもの　五％」

別表第一第四三・〇一号中「八％」を「五％」に改める。

別表第一第四四・二七号中「一　貴金属をめっきした金属、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの　一八・七五％
二　その他のもの
(イ)　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの　一〇％
(ロ)　その他のもの　一〇％」を「二　その他のもの
(イ)　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの　五％
(ロ)　その他のもの　五％」に改める。

別表第一第七四・〇一号中「四五五円」を「四七五円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に、「四六五円」を「四八五円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に改める。

別表第一第七九・〇一号中「こえる」を「超える」に、「一〇七円」を「二〇二円」に、「こえ」を「超え」に、「一一五円」を「二一〇円」に改める。

別表第一第九一・〇七号中「一〇％」を「七・五％」に改める。

別表第一第九四・〇一号中「一五％」を「七・五％」に改める。

別表第一第九四・〇三号中「一　とう製のもの　一〇％」を「二　とう製のもの　七・五％」に改める。

別表第二第〇三・〇二号中「五％」を「無税」に改め、同号に次のように加える。

「二　その他のもの
(イ)　くん製のもののうち
さけ、ます、にしん（クルペア属の魚）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）のもの以外のもの　一〇％」を「たけのこ　一〇％」に改める。

別表第二第〇七・〇四号中「たまねぎ及びしいたけ以外のもの　七・五％」を「たまねぎ及びしいたけ以外のもの（たけのこを除く。）　一〇％」に改める。

別表第二第〇八・〇一号を次のように改める。

「〇八・〇一　なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）
一　バナナ
(イ)　生鮮のもの
(2)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの　四五％
無税
(ロ)　干しバナナ　一〇％
二　パイナップルのうち
乾燥のもの　四％
無税
四　その他のもののうち
アボカドー、マンゴー及びマンゴスチン
生鮮のもの　無税
乾燥のもの　無税
グアバ（乾燥のものに限る。）、ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット　無税」

別表第二第〇八・〇五号中「四　その他のもののうち
マカダミアナット
甘扁桃仁
ヘーゼルナット　一〇％
五％
無税」を「四　その他のもののうち
甘扁桃仁及びヘーゼルナット　五％」に改める。

別表第二第〇九・〇一号中「三　コーヒー代用物　一〇％」を「一　コーヒー
(ロ)　その他のもの
三　コーヒー代用物　二〇％
無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

〇九・〇二　茶	
一　紅茶	
(一)　小売容器入りのもの	一七・五％
(二)　その他のもの	二・五％

別表第二第〇九・〇四号、第〇九・〇七号、第〇九・〇八号、第〇九・〇九号及び第〇九・一〇号中「五％」を「無税」に改める。

別表第二第一六・〇五号中「

一　くん製のもののうち えび	四％

」を「

一　くん製のもののうち えび	無税

」に改める。

別表第二第二〇・〇一号を次のように改める。

二〇・〇一　食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）	
一　砂糖を加えたもの	
パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	一二・五％
マンゴー及びマンゴスチン	一〇％
その他のもの	一六％
二　その他のもの	
パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	一〇％
マンゴー及びマンゴスチン	七・五％
その他のもの	一二％

別表第二第二〇・〇二号中「たけのこ、豆（さや付きのものを除く。）」を「たけのこ、豆（グリーンピース及びさや付きのものを除く。）」に、「

トマト	九・五％

」を「

グリーンピース	一五％
トマト	九・五％

」に改める。

別表第二第二〇・〇六号中「

バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。）	二〇％

」を「

バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。）	一五％
カシューナット（パルプ状にしたものを除く。）	一五％

」に、「

ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パラダイスナット、マカダミアナット及びヘーゼルナット	一〇％

」を「

ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、マカダミアナット及びヘーゼルナット	一〇％
カシューナット	一〇％
パルプ状にしたもの	七・五％
その他のもの	

」に改める。

別表第二第二一・〇二号中「

二　その他のもの	
(二)　その他のもの	
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一二・五％

」を「

二　その他のもの	
(一)　インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち インスタントティー	一〇％
(二)　その他のもの	
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	無税

」に改める。

別表第二第二一・〇七号中「

ヤングコーンコブ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）及びひじき	一二・五％

」を「

ヤングコーンコブ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）及びひじき	一〇％

」に改める。

別表第三第五八・〇二号を次のように改める。

五八・〇二　じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	
二　その他のもの	

別表第三第七一・〇二号を削る。

別表第四第四二・〇三号の次に次の二号を加える。

四三・〇二　毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。）のうち 羊、やぎ又はうさぎの毛皮	
四三・〇三　毛皮製品のうち 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製品	

附　則

1　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・〇九号の(1)若しくは第二七・一〇号の一の㈣に掲げる物品については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4　昭和五十二年四月一日から同年六月三十日までの間に（改正後の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には同年八月三十一日までの間に）改正後の関税暫定措置法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「六百二十円」とあるのは、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

5　この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

理　由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率について原油等の関税率を引き上げ、熱帯産品等の関税率を引き下げ、特恵関税制度について適用限度額等の算定の基礎となる基準年次を変更するとともに、関税の減免還付制度について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

㈠　石油関税の改正

1　石油供給安定化対策の緊急性及び当面の財政事情にかんがみ、二年間の暫定措置として、原油等（七品目）の関税率を引き上げること。

2　最近の低硫黄原油の価格動向及び亜硫酸ガスによる大気汚染の改善状況等にかんがみ、製油用低硫黄原油の減税制度を廃止すること。

3　昭和五十二年三月三十一日に適用期限の到来する揮発油等の石油製品六品目の暫定税率及び石油関連減免・還付制度について、その適用期限を二年間延長する等の措置を講ずること。

㈡　特恵関税制度の改正

1　最近における開発途上国からの要望等にかんがみ、鉱工業産品等に対する特恵関税の適用限度額の算定の基礎となる基準年次を変更すること。

2　最近の輸入状況等を考慮して、うさぎ等の毛皮（なめしたもの）及びその製品を特恵関税の適用例外品目とすること。

その他の関税率等の改正

1　新国際ラウンドの合意に基づき、熱帯産品について、観賞用熱帯魚等四二品目の関税率を引き下げること。

2　関税負担の適正化を図る見地から、ハムケーシング、うさぎ等の毛皮（なめしてないもの）等五品目の関税率を引き下げるとともに、最近の市況の低迷等にかんがみ、銅二品目及び亜鉛のスライド関税の無税点を引き上げること。

3　その他、昭和五十二年三月三十一日に適用期限の到来する七九四品目の暫定税率については一年間、各種の免税制度については三年間、それぞれその適用期限の延長を行うこと。

なお、以上の改正に伴う昭和五十二年度における関税収入増減収見込額は、一般会計分において約五十億円の減収、特別会計分において約三百四十億円の増収と見込まれている。

二　議案の可決理由

最近における内外の経済情勢等にかんがみ、原重油、熱帯産品等の関税率及び特恵関税制度等を改めようとする本案は、時宜に適する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年三月十五日

大蔵委員長　小渕　恵三

衆議院議長　保利　茂殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十二年二月十六日

内閣総理大臣　福田　赳夫

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五八〇人」を「五九五人」に改める。

第二条中「二万千二百八十九人」を「二万千二百九十四人」に改める。

附　則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

理　由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1、判事補の員数を十五人増加する。

2　裁判官以外の裁判所職員の員数を五人増加する。

3　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、下級裁判所における特殊損害賠償事件等の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものであり、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和五十二年度報償費所要予算二千九百十五万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十二年三月十五日

法務委員長　上村千一郎

衆議院議長　保利　茂殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十二年二月九日

内閣総理大臣　福田　赳夫

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭　和　52　年　度　収　支　予　算

予算総則

第1条　昭和52年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約（以下「普通契約」という。）にあつては420円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約（以下「カラー契約」という。）にあつては710円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,620円、7,810円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,310円、3,905円とする。

2　前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約330円、カラー契約610円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,630円、6,710円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,815円、3,355円とする。

第3条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。

第5条　本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2　前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2　前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条　前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条　本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2　この場合において、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条　本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条　国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条　業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に関係ある経費の支出に充てることができる。

昭　和　52　年　度　収　支　予　算　書

（事　業　収　支）

（款）事業収入		210,808,541千円
（項）受信料		206,049,344千円
交付金収入		620,555千円
雑収入		3,924,792千円
特別収入		213,350千円
（款）事業支出		197,076,541千円
（項）給与		70,117,435千円
国内放送費		50,902,560千円
国際放送費		1,281,528千円
営業費		26,568,491千円
調査研究費		2,438,605千円
管理費		24,097,737千円
減価償却費		15,090,000千円
財務費		3,907,035千円
特別支出		673,150千円
予備費		2,000,000千円

（款）事業収支差金	13,732,000千円
（資本収支）	
（款）資本収入	34,552,000千円
（項）事業収支差金受入れ	11,722,000千円
減価償却引当金	15,090,000千円
資産受入れ	610,000千円
放送債券償還積立資産もどし入れ	2,030,000千円
放送債券	4,000,000千円
長期借入金	1,100,000千円
（款）資本支出	34,552,000千円
（項）建設費	20,800,000千円
放送債券償還積立資産繰入れ	1,952,000千円
放送債券償還金	2,400,000千円
長期借入金返還金	9,400,000千円

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、210,595,191千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、196,403,391千円であり、経常事業収支差金は、14,191,800千円である。

昭和52年度事業計画

1 計画概説

日本放送協会の事業運営は、昭和51年度に受信料月額の改定を行つたにもかかわらず、2か月にわたる暫定予算の実施等の事情により、なお厳しい状況下に推移している。

昭和52年度は、この厳しい状況を引き継ぎ、経営計画の第2年度として、財政の安定を重要な課題とし、受信料収入の目標確保のために最大の努力を傾注するとともに、設備投資を重点的に実施し、また、新規拡充計画を必要不可欠なものに限る等極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を吸収して、これを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及、番組の充実刷新に努めることとする。

また、沖縄県の区域における受信料については、放送サービスが本土並みとなつたことを契機に本土と同一の受信料額とする第1段階として、受信料月額の調整を行う。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、超短波放送局の建設を行うとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応した放送網の整備を進める。

(2) 放送番組については、テレビジョン、ラジオ放送とも、番組の充実刷新を図るとともに、テレビジョン全放送番組のカラー化を完了する。

また、ローカル放送においては、超短波放送番組のステレオ化を完了する。

なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。

(3) 社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、国内放送番組審議会の充実、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行う。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に100億3,200万円、演奏所の整備に2億1,000万円、放送設備の整備に64億5,200万円、研究設備の整備等に41億600万円、総額208億円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、200地区にテレビジョン局の建設を完成し、120地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、900施設を設置する。

また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、89億8,400万円である。

(2) ラジオ放送網計画

超短波放送局5局の建設を完成し、5局の建設に着手するとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応して、必要な整備を進めるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、10億4,800万円である。

(3) 演奏所整備計画

老朽狭あいな地方放送会館整備のための調査等を行う。

これに要する経費は、2億1,000万円である。

(4) 放送設備整備計画

老朽の著しい報道用取材機器、中継放送用機器の更新整備等を行う。

これに要する経費は、64億5,200万円である。

(5) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舎の整備等を行う。

これらに要する経費は、41億600万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、前年度どおり総員を16,560人とする。

これに要する給与は、総額701億1,743万5千円である。

(2) 国内放送

ア　放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分（週間平均）の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組の向上刷新に努め、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組の充実強化を図る。なお、教育テレビジョンのカラー放送時間は、4時間増加し、全放送番組のカラー化を年度内に完了する。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、前年度に新設した午後6時台のローカル時間帯を中心に、地域社会の生活に密着した番組の充実刷新を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行う。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、ローカル放送番組のステレオ化完了等聴取者の意向にこたえて刷新を行う。

放送番組に対する視聴者の意向の反映については、国内放送番組審議会の充実等の諸施策を推進し、また、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、340億1,106万2千円である。すなわち、番組制作に305億3,529万1千円、番組の編成企画その他に34億7,577万1千円である。

イ　放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、119億3,191万5千円である。

ウ　通信施設関係については、沖縄県宮古、八重山地区に対する海底ケーブル回線が前年度に開通したこと等により、前年度46億8,358万円に対し、2億7,600万3千円の増額となり、総額49億5,958万3千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度443億9,734万1千円に対し、65億521万9千円の増額となり、総額509億256万円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォーメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度11億4,555万円に対し、1億3,597万8千円の増額となり、総額12億8,152万8千円である。

(4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化し、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度234億7,435万5千円に対し、30億9,413万6千円の増額となり、総額265億6,849万1千円である。すなわち、広報に7億5,444万5千円、受信改善に13億3,712万6千円、契約収納に203億5,592万円、未収受信料欠損償却費に41億2,100万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、放送衛星に関する開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度21億3,538万1千円に対し、3億322万4千円の増額となり、総額24億3,860万5千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度208億3,750万5千円に対し、32億6,023万2千円の増額となり、総額240億9,773万7千円である。すなわち、一般管理に21億568万7千円、施設の維持管理に33億9,533万9千円、職員の厚生保健に107億7,339万3千円、退職手当その他に78億2,331万8千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費150億9,000万円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費39億703万5千円及び予備費20億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等2億1,335万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等6億7,315万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金については、債務償還に充当するほか、翌年度以降の収支均衡を図り、財政を安定させるための財源として、前年度に引き続き、その使用を繰り延べる。

事業収支差金は、137億3,200万円であり、債務償還のための事業収支差金受入れ計上額は、117億2,200万円であり、翌年度以降繰延額は、20億1,000万円である。

4　受信契約者数

(1) 普通契約

ア　有料契約者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭契約者数	3,343,000	3,843,000	▲ 500,000
年度内新規契約者数	550,000	630,000	▲ 80,000
年度内解約者数	950,000	1,130,000	▲ 180,000
年度内増加契約者数	▲ 400,000	▲ 500,000	100,000

イ　受信料免除者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭免除者数	458,000	439,000	19,000
年度内新規免除者数	42,000	47,000	△ 5,000
年度内解約者数	25,000	28,000	△ 3,000
年度内増加免除者数	17,000	19,000	△ 2,000

(2)　カラー契約

ア　有料契約者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭契約者数	23,118,000	22,118,000	1,000,000
年度内新規契約者数	2,520,000	2,390,000	130,000
年度内解約者数	1,420,000	1,390,000	30,000
年度内増加契約者数	1,100,000	1,000,000	100,000

イ　受信料免除者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭免除者数	193,000	145,000	48,000
年度内新規免除者数	54,000	56,000	△ 2,000
年度内解約者数	8,000	8,000	0
年度内増加免除者数	46,000	48,000	△ 2,000

（参考1）

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1)　普通契約

ア　有料契約者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭契約者数	62,000	71,000	△ 9,000
年度内新規契約者数	3,000	4,000	△ 1,000
年度内解約者数	10,000	13,000	△ 3,000
年度内増加契約者数	△ 7,000	△ 9,000	2,000

イ　受信料免除者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭免除者数	5,140	5,070	70
年度内新規免除者数	60	70	△ 10
年度内解約者数	0	0	0
年度内増加免除者数	60	70	△ 10

(2)　カラー契約

ア　有料契約者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭契約者数	137,000	119,000	18,000
年度内新規契約者数	28,000	30,000	△ 2,000
年度内解約者数	13,000	12,000	1,000
年度内増加契約者数	15,000	18,000	△ 3,000

イ　受信料免除者見込数

区　　分	昭和52年度	昭和51年度	増　　減
年度初頭免除者数	410	380	30
年度内新規免除者数	40	30	10
年度内解約者数	0	0	0
年度内増加免除者数	40	30	10

（参考2）

有料契約者見込総数

区　　分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数	3,343,000	23,118,000	26,461,000
年度内増加契約者数	△ 400,000	1,100,000	700,000
年度末契約者数	2,943,000	24,218,000	27,161,000

昭和52年度資金計画

1　資金計画の概要

昭和52年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額2,148億5,936万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額2,145億4,376万9千円をもつて施行する。

2　入金の部

受信料については、受信料収入予算2,060億4,984万4千円から年度内に収納に至らないものを

控除した受信料収納額1,978億785万円を予定する。

放送債券については、40億円発行による入金額39億8,000万円、長期借入金については、11億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入6億2,055万5千円、受入利息等雑収入39億2,479万2千円、固定資産売却収入2億5,020万円、放送債券償還積立資産のもどし入れ20億3,000万円、受信料前受金その他の入金51億4,597万1千円を見込む。

以上により入金額は、総額2,148億5,936万8千円である。

3　出金の部

事業経費1,707億3,535万6千円、建設経費208億円、放送債券の償還24億円、長期借入金の返還94億円、支払利息等の経費36億7,080万9千円、放送債券償還積立資産への繰入れ19億5,200万円、予備費20億円、有価証券購入その他の出金35億8,560万4千円を合わせ出金額は、総額2,145億4,376万9千円である。

（参考）　資金の需要及び調達の4半期別見込は、下表のとおりである。

（単位　千円）

区分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1．前期末資金有高	8,000,000	8,220,265	8,238,476	8,305,863	—
2．入金	49,910,000	44,763,287	62,853,682	57,332,399	214,859,368
受信料	46,024,604	42,804,390	56,171,239	52,807,617	197,807,850
放送債券	0	0	3,980,000	0	3,980,000
長期借入金	0	0	1,100,000	0	1,100,000
交付金収入	138,488	139,044	201,203	141,820	620,555
雑収入	479,751	1,481,565	479,635	1,483,841	3,924,792
固定資産売却収入	7,500	7,500	203,700	31,500	250,200
放送債券償還積立資産もどし入れ	0	0	0	2,030,000	2,030,000
前受金その他の入金	3,259,657	330,788	717,905	837,621	5,145,971
3．出金	49,689,735	44,745,076	62,786,295	57,322,663	214,543,769
事業経費	44,307,808	37,186,693	51,948,143	37,292,712	170,735,356
建設経費	4,241,661	5,613,110	5,947,664	4,997,565	20,800,000
放送債券償還	30,000	120,000	730,000	1,520,000	2,400,000
長期借入金返還	0	0	0	9,400,000	9,400,000
支払利息等の経費	524,662	1,325,273	660,488	1,160,386	3,670,809
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	1,952,000	1,952,000
予備費	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
有価証券購入その他の出金	85,604	0	3,000,000	500,000	3,585,604
4．期末資金有高	8,220,265	8,238,476	8,305,863	8,315,599	—

日本放送協会昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和52年2月

郵政大臣

日本放送協会昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会（以下「協会」という。）の昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当と認めるが、事業計画等の実施に当たつては、特に、下記の点に配意すべきである。

記

1　放送に対する国民の要望が高度化し、かつ、多様化しつつある現状において、協会は、放送の果たすべき役割を十分認識の上、国民の期待にこたえる放送を行うよう一層の努力を傾けるべきである。

2　協会は、放送番組の向上、業務の運営等に関し、視聴者の意向を積極的に吸収し、反映するよう努めるべきである。

3　最近、受信契約の増加及び普通契約からカラー契約への移行がほぼ限界に達しつつあるため、今後受信料の収入増は多くを期待できない状態にある。このため、協会は、経営の効率化、経費の節減を更に徹底し、極力受信者の負担増を来さないように努めるとともに、長期的展望に立つた経営の在り方について検討を行うべきである。

4　協会の財政の基盤である受信料について、近年収納不能額が急激に増加しつつあることは、収入の確保及び負担の公平の観点から重大な問題であると考える。

協会は、受信料の確実、かつ、円滑な収納を確保するため、効果的な方策を講じるべきである。

5　テレビジョン放送の難視聴解消の実施に当たつては、より効率的にこれを促進するよう努めるべきである。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和52年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

1　本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和五十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適当と認める」との郵政大臣の意見が付されている。

2　本件の要旨

収支予算は受信契約者から徴収する受信料の額及び予算総理の基本事項を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を記載しているものであつて、その要点は次のとおりである。

1

(一) 収支予算

受信料

普通契約　月額四二〇円（前年度どおり）

カラー契約　月額七一〇円（前年度どおり）

ただし、六か月分前納の場合、普通契約二、三一〇円、カラー契約三、九〇五円

十二か月分前納の場合、普通契約四、六二〇円、カラー契約七、八一〇円

なお、沖縄県の区域においては、受信料の月額を次のように改定する。

普通契約　月額三三〇円（前年度二五〇円）

カラー契約　月額六一〇円（前年度四〇〇円）

ただし、六か月分前納の場合、普通契約一、八一五円、カラー契約三、三五五円

十二か月分前納の場合、普通契約三、六三〇円、カラー契約六、七一〇円

(二) 収支予算書

（事業収支）

事業収入　二、一〇八億八五四万円

事業支出　九七〇億七、六五四万円

事業収支差金　一三七億三、二〇〇万円

（資本収支）

資本収入　三四五億五、二〇〇万円

資本支出　三四五億五、二〇〇万円

また、事業収支において、特別収支を除いた経常事業収支は

経常事業収入　二、一〇五億九、五一九万円

経常事業支出　一、九六四億三三九万円

経常事業収支差金　一四一億九、一八〇万円

となつている。

なお、事業収支差金一三七億三、二〇〇万円については、このうち一一七億二、二〇〇万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、二〇億一、〇〇〇万円を翌年度以降の財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることとしている。

2

(一) 事業計画

建設計画

テレビジョンについては、その難視聴地域の解消を図るため、二〇〇地区に中継局の建設を完成し、一二〇地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、九〇〇施設を設置する。また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備等を行う。

ラジオについては、超短波放送局五局の建設を完成し、五局の建設に着手するとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応して必要な整備を進めるほか、ラジオ放送機器の整備等を行う。

その他演奏所、放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送については、テレビジョン、ラジオ両放送とも番組の充実刷新を図るとともに、教育テレビジョン放送においてカラー放送時間を一日四時間増加し、テレビジョン全放送番組のカラー化を完了する。

また、ローカル放送においては、超短波放送番組のステレオ化を完了する。

(2) 国際放送については、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行う。

(3) 営業関係については、社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、国内放送番組審議会の充実、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(5) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層推進し、企業能率の向上を図る。

また、要員は前年度どおり総員を一六、五六〇人とし、その給与については、適正な水準の維持を図る。

(三) 受信契約者見込数

普通契約において、年度当初三三四万三千件、年度内減少四〇万件、年度末二九四万三千件、カラー契約において、年度当初二、三一一万八千件、年度内増加一一〇万件、年度末二、四二一万八千件と見込み、その結果、契約総数は年度当初二、六四六万一千件、年度内増加七〇万件、年度末二、七一六万一千件と見込んでいる。

3

(一) 資金計画

年度内の入金額は総額二、一四八億五、九三六万八千円を予定しているが、その内訳は、受信料について受信料収入予算から年度内に収納に至らない額を控除した受信料収納額一、九七八億七八五万円、放送債券については四〇億円発行による入金額三九億八、〇〇〇万円、長期借入金一一億円及びその他の収入一一九億七、一五一万八千円となつている。

(二) 年度内の出金額は総額二、一四五億四、三七六万九千円を予定しているが、その内訳は、事業経費一、七〇七億三、五三五万六千円、建設経費二〇八億円、放送債券の償還二四億円、長期借入金の返還九四億円及びその他の出金一一二億八四一万三千円となつている。

三　本件の議決理由

日本放送協会の昭和五十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を付することを決した。

右報告する。

昭和五十二年三月十五日　通信委員長　八百板　正

衆議院議長　保利茂殿

［別紙］

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。

一　放送における言論、表現の自由と不偏不党を確保すること。

一　難視聴解消対策を効率的に推進すること。

なお政府は、ミニ・サテの利用を促進するため、放送事業者の負担をさらに軽減するよう特段の配慮をすること。

一　国際放送交付金の増額、受信料減免措置など、協会の負担の軽減を図る措置を検討すること。

一　協会は、負担の公平を期すため、受信料未収及び未契約の解消を図るとともに、今後の財政の安定化を考究するための措置を講ずること。

一　協会は、業務の効率的運営を推進するとともに、職員の待遇改善について適正な配意をすること。

一　今回受信料改定の行われる沖縄地域の視聴者に対して、十分理解が得られるよう特段の努力を行うこと。

右決議する。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十二年二月十九日

内閣総理大臣　福田　赳夫

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「補助するもの」の下に「、市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を

国が補助するもの」を加え、同項第一号中「河川」の下に「（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）」を加える。

第三条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「昭和四十七年度」を「昭和五十二年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

2　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十条　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第　号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十二年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）

3　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「補助金の交付」の下に「及び同条第二項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る補助金の交付」を加える。

附則中第二十七項を第二十八項とし、第二十四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

24　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第　号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十二年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

4　前項の規定による改正後の治水特別会計法第一条第二項第三号の規定中治山治水緊急措置法第二条第二項第一号に掲げる事業で市町村長が施行するものに係る部分は、昭和五十二年度の予算から適用する。

理　由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十二年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとするとともに、治水事業五箇年計画の対象となる治水事業に準用河川に関する事業を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、我が国経済社会の発展に対処し、国土の保全と開発を図るため、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1　農林大臣は、新たに昭和五十二年度を初年度とする治山事業五箇年計画（総投資規模一兆二千億円）の案を、建設大臣は、新たに昭和五十二年度を初年度とする治水事業五箇年計画（総投資規模七兆六千三百億円）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならないものとするとともに、治水事業五箇年計画の対象となる治水事業に市町村長が行う準用河川に関する事業を追加するものとする。

2　以上に伴い国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正を行うものとする。

3　この法律は、昭和五十二年四月一日から施行するものとする。

二　議案の可決理由

本案は、治山治水体制を確立する措置として、おおむね妥当なものと認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年三月十六日

建設委員長　北側　義一

衆議院議長　保利　茂殿

［別紙］

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　社会経済の発展に即応し、災害の発生に対処して国土の保全を図るため、今次の治山事業五箇年計画および治水事業五箇年計画の実施に当たつては、これを緊急かつ先行的に行い、計画の完全達成を期するとともに、両計画の各予備費についても積極的な運用を図ること。

二　森林のもつ公益的機能の確保に対する国民的要請が高まりつつある現状にかんがみ、国土保全、水資源の確保のため、予防治山の充実に努めるとともに、治山・治水両事業間の有機的な連けいの強化を図ること。

三　水需給のひつ迫に対処し、水資源の開発を図るため、水源地域対策および地下水対策等、総合的な施策を積極的に推進すること。

四　治水事業においては、都市河川等中小河川および準用河川改修事業の一層の推進を図るため、その財源確保と補助事業の拡大等、市町村に対する国の財政援助を強化すること。

五　近年における河川流域の開発、土地利用の高度化にかんがみ、河川環境の改善、河川敷地の適正利用および砂利対策の充実等、地域行政との調和を図りつつ、河川管理体制の強化を図ること。

六　治山治水事業の実施に当たつては、国、地方公共団体の財政秩序を乱すことのないよう配慮すること。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　一一〇円

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）